

「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」セット講習のご案内

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第7号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第16号（就業制限に係る業務）により玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. 開催日時・場所

※ 受付 午前7時45分 ・ 開講 午前8時

開催日	年間(R6.4.1～R7.3.31)随時受付(別紙予定表参照)
締切日	各開催日の2週間前
定員	20名(締切日前であっても定員になり次第締め切ります。)
会場	(一社)中部労働技能教習センター松本会場 松本市島内(小宮)729-1 電話 0263(47)4443

2. 受講コース・受講資格及び受講料等

受 講 資 格 等		所要日数	学科	実技	受講料 (消費税込)	教材費 (消費税込)
小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛け併せて受講される方（時間は、上段小型移動式クレーン、下段玉掛け）						
免除項目ない方	5日	13時間	7時間	59,400円	無料	
		9時間	6時間			
①クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許お持ちの方 ②床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方	5日	10時間	6時間	57,200円	無料	
		9時間	6時間			
小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講						
第1コース	①クレーン、デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ②床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ③玉掛け技能講習を修了された方	3日	10時間	6時間	36,300円	2,200円
第2コース	免除項目ない方	3日	13時間	7時間	38,500円	2,200円

3. 受講申込み等

(1) 申込先 (一社) 松本労働基準協会

松本市大字島内 3427-51 TEL 0263 (40) 3600 FAX 0263 (48) 1388

(2) 提出書類

受講申込書	お申込は先着順となります。先に当協会へFAXし、その後郵送願います。受講料の支払方法等は、後日FAX致します。
写真(縦3.0cm 横2.5cm)1枚	受講申込書に貼付して下さい。(写真は申請前6カ月以内に撮影したもの)
受講資格の①～③の該当の修了証	取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写し)を添付

※外国籍の方は、在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明書のいずれかの写しを添付して下さい。

旧姓、通称併記をご希望の場合は、お名前の確認できる住民票、自動車運転免許証(氏名併記済)等の公的な証明書の写し添付。

4. 当日の持参品・その他(昼食は各自ご用意願います。)

学科：筆記用具、受講票

実技：作業着 ・ 安全な靴 ・ 軍手 ・ ヘルメット (ある方は持参して下さい。) ・ 電卓
長めの靴下(ズボンの裾を入れるため) ・ 雨具 ・ 印鑑(修了証交付時に使用)

・「人材開発支援助成金」についてのお問い合わせ

〒380-0935 長野市中御所 1-22-1 長野労働局 職業安定部 職業対策課

電話 026 (226) 0866

※受講する講習 □欄に☑を記入して下さい。

□小型移動式クレーン運転技能講習＋玉掛け技能講習 セット講習受講申込書

※セット講習を受講される方で「クレーン・デリック運転士免許」をお持ちの方 又は「床上操作式クレーン運転技能講習」を修了された方は、裏面に免許証又は修了証を貼付けて下さい。

□小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

※小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は、該当するコースに○印をして下さい。

受付年月日	令和 年 月 日		第1コース
受付番号	第 号		第2コース
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿			
次のとおり受講申込みいたします。			
申込み日 令和 年 月 日			
ふりがな			
氏 名	(旧姓・通称名)		上三分身 写真 1枚 縦 3cm×横 2.5cm 正面・脱帽 無背景 裏面に氏名を記載
	※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	歳	
現 住 所	〒 () 都・道 府・県		市・区 郡
	電話 携帯電話 FAX		
勤務先	会社名		
	所在地	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡	
電話 FAX			
資格等の有無	※小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講で、第1コースを受講される方は、所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証あるいは修了証の写しを貼付けて下さい。		
	☐ クレーン・デリック運転士免許	☐ デリック運転士免許	☐ 揚貨装置運転士免許
	☐ 玉掛け技能講習修了	☐ 床上操作式クレーン運転技能講習修了	
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日		
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	松本 ・ 長野 ・ 佐久	入校通知 送付先	勤務先 ・ 現住所

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、理由の如何を問わず講習時間が不足するため受講できません。時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

* 下 の 欄 は 当 所 で 記 入 し ま す。			
種 目	入 校 日	修 了 日	修了証番号
小型移動式クレーン運転			
玉掛け			
受 講 料	教 材 費	記 事	

免許証等（写） 貼付欄

***免許証の写しは必ず、表裏の複写を貼り付けて下さい。**

*科目免除等に該当する修了証について、取得時から氏名変更された場合は
氏名書替後の修了証(写)を添付してください。

小型移動式クレーン運転技能講習
修了証（写） 貼付欄

（上記写しは、講習修了後、当センターで用意・貼付いたします。）

【小型移動式クレーン運転技能講習】

【玉掛け技能講習】

セット講習 標準時間割

(小型移動式クレーン運転技能講習 単独受講 可能)

(一社)中部労働技能教習センター
長野・松本・佐久会場

小型移動式クレーン 第1コース[3日間]	小型移動式クレーン 第2コース[3日間]	玉掛け 第1コース[2日間]
学科 10時間 実技 6時間	学科 13時間 実技 7時間	学科 9時間 実技 6時間

7時45分～受付 8時講習開始

休憩時間 学科 1時間毎5分間

実技 AM10:00 PM15:00 各15分

小型移動式クレーン運転技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 12 : 15	小型移動式クレーンに関する知識	4.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 15 : 05	小型移動式クレーンに関する知識	2.0
15 : 10 ~ 16 : 10	関係法令	1.0

学科
7時間

小型移動式クレーン運転技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 11 : 10	原動機および電気に関する知識	3.0
11 : 15 ~ 12 : 00	学科修了試験(全員)	
12 : 00 ~ 12 : 45	昼休み	
12 : 45 ~ 15 : 55	運転のために必要な力学に関する知識	3.0
16 : 00 ~ 17 : 00	運転のための合図	1.0
17 : 00 ~ 17 : 15	学科修了試験(1科目)	

小型移動式クレーン
第1コース受講者は免除

小型移動式クレーン運転技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 12 : 15	小型移動式クレーンの運転	4.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 15 : 00	小型移動式クレーンの運転	2.0
15 : 15 ~	実技修了試験	

小型移動式クレーン運転技能
講習 単独受講者は、実技試
験終了後、合格者に対して修
了式実施。

玉掛け技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 9 : 00	クレーンに関する知識	1.0
9 : 05 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	3.0
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 17 : 15	クレーン等の玉掛けの方法	4.0

学科
8時間

玉掛け技能講習

時 間	講習科目	講習時間
8 : 00 ~ 9 : 00	関係法令	1.0
9 : 05 ~ 9 : 45	学科修了試験	
9 : 45 ~ 12 : 15	クレーン等の玉掛けの方法(質量目測含む)	2.5
12 : 15 ~ 13 : 00	昼休み	
13 : 00 ~ 16 : 45	クレーン等の玉掛けの方法	3.5
16 : 45 ~	実技修了試験	

試験終了後、合格者に対して修了式実施。

松本会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の[受講にあたっての注意事項]を必ずご確認ください。)

区分	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
技能講習	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)				3~8 (月~土)				21~26 (月~土)				3~8 (月~土)	
	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	8~12 (月~金)	13~17 (月~金)	3~7 (月~金)	8~12 (月~金)	24~28 (火~土)	19~23 (月~金)	24~28 (火~土)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	14~18 (火~金)	3~7 (月~金)	10~14 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		7 (火)		26 (金)			9 (月)		18 (月)		24 (金)		21 (金)
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		1~2 (水~木)		29~30 (月~火)					5~6 (火~水)		29~30 (火~水)		
技能講習	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	18~19 (水~金)	23~24 (水~金)	12~13 (水~木)	4~5 (水~金)		5~6 (月~火)	13~14 (金~土)	28~29 (月~火)	14~15 (水~金)	23~24 (月~火)	27~28 (月~火)	13~14 (水~金)	27~28 (水~金)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※松本会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。												
	フォークリフト運転(最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習	15~18 (月~木) 13~14・20~21 (土・日→土・日)	20~23 (月~木)	17~20 (月~木)	1~4 (月~木)	22~25 (月~木)	7~10 (水~土) 8/31→9/1→9/7~8 (土・日→土・日)	17~20 (火~金)	15~18 (火~金)	11~14 (月~木)	16~19 (月~木)	20~23 (月~木)	25~28 (火~金)	24~27 (月~木)
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)		7~10 (火~金)							18~21 (月~木)				1~2・8~9 (土・日→土・日)
特別教育	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習	1~5 (月~金)	27~31 (月~金)	24~28 (月~金)	16~20 (火~土)		26~30 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)				17~21 (月~金)	
	玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習	22~26 (月~金)						2~6 (月~金)				6~10 (月~金)		
	クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	11~12 (水~金)	16~17 (水~金)	20~21 (水~金)			22~23 (水~金)	28~27 (水~金)	26~27 (水~金)	7~8 (水~金)	12~13 (水~金)	10~12 (月~水)	10~12 (月~水)	18~19 (火~水)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)		4/30~5/1 (火~水)	14~15 (金・土)				5~6 (水~金)		10/31~11/1 (水~金)	25~26 (水~木)	30~31 (水~金)		3~4 (月~火)
特別教育	ローラー運転	24~25 (水~木)						2~3 (月~火)						
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)			10~11 (月~火)					30~31 (水~木)					5~6 (水~木)
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)		27~28 (月~火)								24~25 (火~水)			
	巻上げ機(ウインチ)						26~27 (月~火)							6~7 (水~金)
労働安全衛生教育	フルハーネス型墜落制止器具使用作業	10 (水)		10 (月)			21 (水)		15 (火)		20 (金)		10 (月)	
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育			24 (月)						19 (火)				
	はい作業従事者安全教育						24 (火)							

長野会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の[受講にあたっての注意事項]を必ずご確認ください。)

区分	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	1~5 (月~金)	7~11 (火~土)	3~7 (月~金)	1~5 (月~金)	7/29~8/2 (月~金)	2~6 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)	10/28~11/1 (月~金)	2~6 (月~金)	6~10 (月~金)	10~14 (月~金)	3~7 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)	8 (月)		10 (月)			8 (水)		7 (月)		9 (月)		21 (金)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)	15~16 (月~火)		26~27 (水~木)					15~16 (火~水)			27~28 (月~火)		
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	11~12 (水~金)	1~2 (水~木)	11~12 (火~水)	17~18 (水~木)	17~18 (水~木)	6~7 (火~水)	17~18 (火~水)	9~10 (水~木)	7~8 (水~金)	12~13 (水~金)	16~17 (水~金)	17~18 (月~火)	17~18 (月~火)
技能講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※長野会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習 セット講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。												
	ショベルローダー等運転(最大荷重1t以上)			17~20 (月~木)										24~27 (月~木)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) セット講習		13~17 (月~金)			22~26 (月~金)	9~13 (月~金)			11~15 (月~金)		20~24 (月~金)		10~14 (月~金)
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	17~18 (水~木)		24~25 (月~火)			21~22 (水~木)		17~18 (水~金)		16~17 (月~火)		19~20 (水~木)	
特別教育	ローラー運転			13~14 (水~金)				24~25 (火~水)					26~27 (水~木)	
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)							19~20 (水~金)						19~21 (水~金)
	フルハーネス型墜落制止器具使用作業		21 (火)			16 (火)		26 (水)		19 (火)		29 (水)		28 (金)

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。

なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くこととなります。